

(参考資料)

○ 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に關する指針（平成二十年厚生労働省告示第三百十二号）
 (傍線部分は改正部分)

	改 正 案	現 行
第三 資格取得後の就労		
一 (略)		
二 インドネシア人介護福祉士の就労		
1 (略)		
2 インドネシア人介護福祉士が就労する受入れ施設の要件		
インドネシア人介護福祉士が就労する受入れ施設は、当該受入れ機関が当該インドネシア人介護福祉士を介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務に従事させることができる施設であつて、次の(1)から(3)までに掲げる要件を満たしているものでなければならぬ。		
(削る)		
(1) 過去三年間に、インドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等若しくはベトナム人看護師等又は特例インドネシア人看護師候補者等若しくは特例フィリピン人看護師候補者等の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであるこ		
(2) 過去三年間に、インドネシア人看護師等若しくはベトナム人看護師等又は特例インドネシア人看護師候補者等若しくは特例フィリピン人看護師候補者等の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであるこ		
1 (略)		
2 インドネシア人介護福祉士が就労する受入れ施設の要件		
インドネシア人介護福祉士が就労する受入れ施設は、当該受入れ機関が当該インドネシア人介護福祉士を介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務に従事させることができる施設であつて、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。		
(1) 施設を設立している受入れ機関が、当該施設で就労するインドネシア人介護福祉士を、利用者の居宅においてサービスを提供する業務に従事させないこと。		

- (2) 過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。
- (3) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

3 (略)

- (3) 過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。
- (4) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。